

第8次北九州市交通安全計画（案）のポイント

計画期間

平成23年度から平成27年度（5ヵ年）

計画の役割

本市の区域における道路交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

基本理念

交通事故のない社会を目指して

人優先の交通安全思想

交通社会を構成する三要素（人間、交通機関、交通環境）に係る安全対策の推進

ITの活用

救助・救急活動及び被害者支援の充実

参加・協働型の交通安全活動の推進

効果的・効率的な対策の実施

道路交通の安全

～ 交通事故のない社会を目指して ～

人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない社会の実現を目指す。
死者数の一層の減少に取り組むことはもちろんのこと、事故そのものの減少についても積極的に取り組む。



道路交通安全についての目標

平成27年までに年間の交通事故死亡者数を22人以下とする

平成27年までに年間の交通事故発生件数を8,000件以下とする

交通事故の推移と現状

市内の平成22年の交通事故による24時間死者数が、本市発足以来最も少ない31人となる一方、発生件数は、8,859件と前年に比べ158件増加した。

そのため、第7次北九州市交通安全計画に掲げた「平成22年までに年間の交通事故死者数を40人以下、年間の交通事故発生件数を8,800件以下にする」という目標については、平成21年に死者数が32人、交通事故発生件数が8,701件となったため、1年前倒して達成したものの、平成22年は、交通事故発生件数の目標件数を超える結果となった。

また、飲酒運転による事故件数は、平成20年に49件まで減少したものの、平成21年が66件、平成22年が67件と増加傾向に転じており、緊急に対応すべき最重点課題となっている。

北九州市内における交通事故発生状況

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
死者数	48	51	47	51	48	35	36	37	32	31
うち高齢者	17	15	16	16	18	20	16	18	14	15
発生件数	9,788	9,516	10,081	9,833	10,049	9,941	9,095	9,114	8,701	8,859
うち高齢者	1,498	1,551	1,701	1,721	1,848	1,949	1,901	1,964	2,010	2,086
うち飲酒運転	185	178	125	119	108	109	74	49	66	67

平成22年中の市内の交通事故の特徴

高齢者（65歳以上）の死者数（15人）が、全死者数（31人）の約半数（48.4%）を占めている。また、高齢者が関連する交通事故発生件数、高齢運転者が第一当事者となる交通事故発生件数が増加している。

飲酒運転による交通事故発生件数は67件と、一旦減少した平成20年と比べ急増した。

自転車の交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、環境意識の高まりや環境に配慮した施策等による自転車利用の増加に伴い、ルールやマナーの徹底が求められている。

道路交通を取り巻く状況の展望

本市の道路交通を取り巻く今後の状況を展望すると、運転免許保有者数は、今後一定期間は増加することが見込まれる。

このような中、平成22年の、高齢者の交通事故による死者数は、全死者数の約半数と高く、高齢運転者が当事者となる交通事故も増加傾向にある。

そのため、高齢者の運転免許保有者の増加に伴って、一層憂慮すべき事態になることが懸念される

道路交通安全についての対策 ～ 4つの視点 ～

高齢者及び子どもの安全確保

- ・高齢者が事故を起こさないようにするための対策や、バリアフリー化された道路交通環境の形成を図ることが重要である。
- ・安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を図るため、防犯の観点はもちろんのこと、子どもを交通事故から守る観点からの交通安全対策が一層求められる。

歩行者及び自転車の安全確保

- ・人優先の考えの下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進する。
- ・自転車の安全利用を促進するためには、自動車や歩行者と自転車利用者の共存を図ることができるよう、自転車の走行空間の確保を積極的に進める必要がある。
- ・自転車利用者については、交通ルールに関する理解が不十分なことを背景に、ルールやマナーに違反する行動が多いことから、交通安全教育等の浸透の徹底を図る必要がある。

飲酒運転の撲滅

- ・飲酒運転に対する交通指導取締りを強化するとともに、酒類提供者や飲酒運転車両の同乗者、車両貸与者に対しても徹底した責任追及を行う必要がある。
- ・飲酒運転の危険性・悪質性等についての啓発活動を強化するとともに、ハンドルキーパー運動の展開や酒類提供飲食店に「来店者に飲酒運転をさせない」取り組みを要請するなど具体的な対策を推進する。

生活道路及び幹線道路における安全確保

- ・生活道路については自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備、交通指導取締りの強化、安全な走行の普及等の対策を講じる。
- ・幹線道路を走行すべき自動車が生活道路へ流入することを防止するための幹線道路における交通安全対策及び交通流の円滑化を推進するなど、生活道路における交通の安全を確保するための対策を総合的なまちづくりの中で一層推進する必要がある。

講じようとする施策 ～ 8つの柱 ～

道路交通環境の整備、
車両の安全性の確保、
損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進
道路交通安全原因の総合的な調査分析の充実

交通安全思想の普及徹底、
道路交通秩序の維持、

安全運転の確保
救助・救急活動の充実